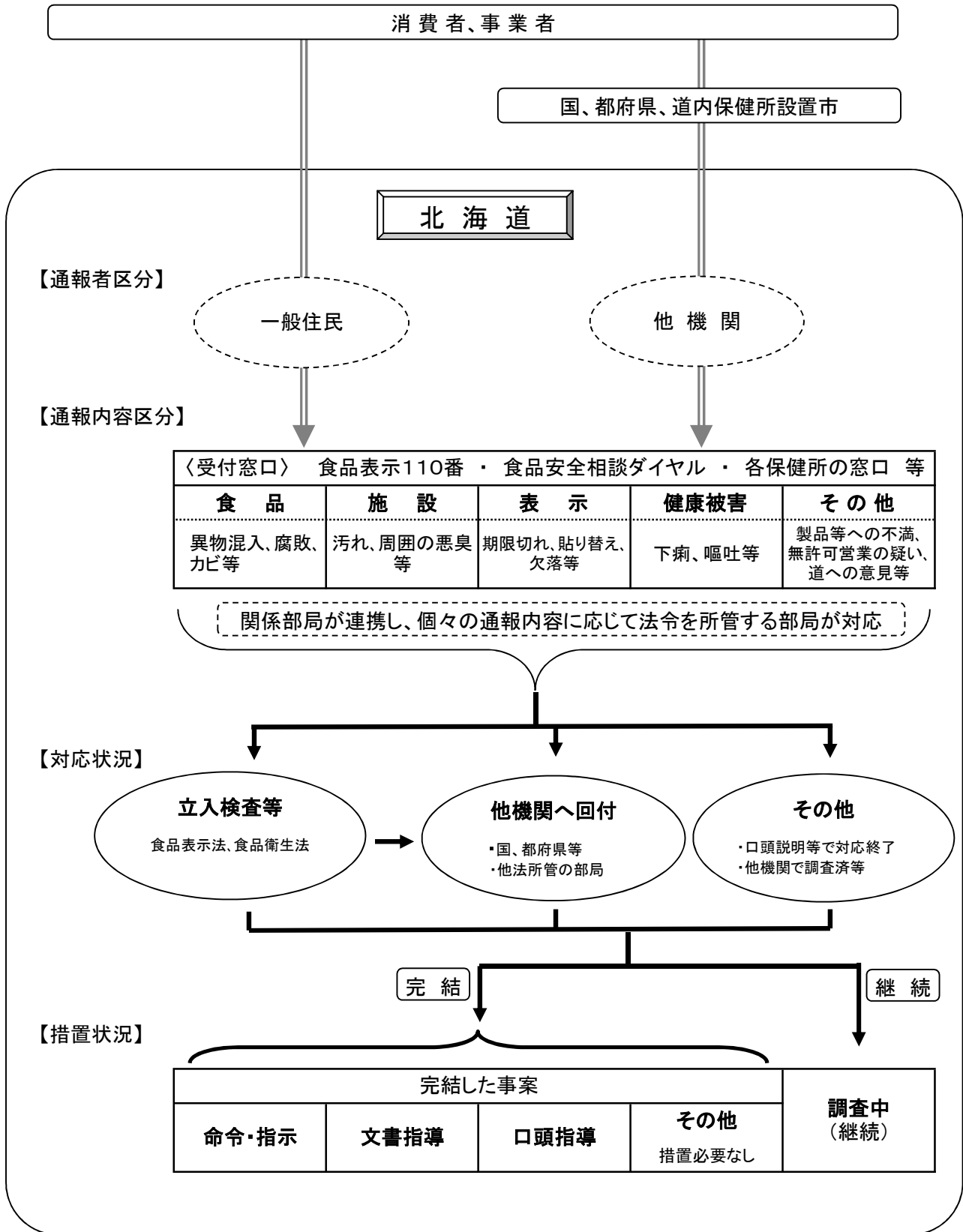




### 食の安全・安心に係る通報等の対応・措置の流れ



## 食の安全・安心に係る通報等（一般的事例）

内 容		通 報 例	道の措置状況
1 食品	異物混入	弁当の「唐揚げ」の一つに丸められたキッチンペーパーが混入していた。	食品衛生法に基づく指導を実施。
	腐 敗	購入した毛ガニが腐っていた。	同上
	カ ビ	道の駅で購入した大福餅4個のうち1個にカビが生えていた。	同上
2 施設	施設が汚い	いも加工施設の作業場がカビ充満、空気が悪く、異臭もある。	同上
	施設周囲の悪臭等	施設の屋外マンホールから橙色の汚水が溢れ出ており、臭いもひどい。	同上
3 表示	期限切れ	パンを購入して喫食したところ消費期限が切れていることに気づき、店舗に苦情を申し出たが、対応は返金のみだった。	同上
	欠 落	購入した袋詰精米の産年と精米年月日を確認しようとしたが、表示されていなかった。	食品表示法に基づく指導を実施。
	産地を誤認させる表示	仕入先の事業者から、外国産小豆を使用した粒餡に「国産小豆使用」と表示して出荷していたとの連絡を受けた。	食品表示法に基づく調査の結果、通報の内容が事実であることが確認されたため、指示・公表を行った。
4 健康被害	嘔吐・下痢	購入した鱈のフライを食べたところ、一時間半後に嘔吐と下痢になったので、病院を受診した。これは食中毒ではないか。	食品衛生法に基づく調査の結果、診断した医師からの食中毒の届け出がないこと、発症までの潜伏期間が短いこと、他から同様の苦情がないこと、よって食中毒とは判断出来ない旨を通報者に報告。
5 その他	無許可営業	本業（非飲食業）の他に無許可で、カフェを営業していた。	食品衛生法に基づく指導を実施。